

包括的経済連携 の現状について

平成23年11月

内閣官房

(1) 「包括的経済連携に関する基本方針」

政府は、昨年11月9日、世界中の主要国と高いレベルの経済連携を進める旨の「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定。

ポイント

- **世界の主要貿易国との間で、高いレベルの経済連携を推進。**
- 同時に、必要となる競争力強化等の**抜本的な国内改革を先行的に推進。**
- 高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上(※)や国内農業・農村の振興とを両立させ、**持続可能な力強い農業を育てる。**
- **TPP**については、**情報収集を進めながら対応**していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、**関係国との協議を開始。**

※食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日 閣議決定) 抄

(前略)平成32年度の総合食料自給率目標は、以上のような国際情勢、農業・農村の状況、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として、我が国の持てる資源をすべて投入した時にはじめて可能となる高い目標として、供給熱量ベースで平成20年度41%を50%まで引き上げることとする。(後略)

(2) 「基本方針」に基づくEPAの追求①

菅内閣(当時)は、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、高いレベルの経済連携に向けた取り組みを推進。

政策推進指針

(平成23年5月17日閣議決定) 抄

- 「FTAAP・EPAのための閣僚会合」において、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づく高いレベルの経済連携推進や経済安全保障の確立等、国と国との絆の強化に関する基本的考え方を、震災や原子力災害によって大きな被害を受けている農業者・漁業者の心情、国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等に配慮しつつ、検討する。
- 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加の判断時期については総合的に検討する。

日米首脳会談

(平成23年5月26日(現地時間)、フランスにて)

G8ドーヴィルサミット出席のため訪仏中の菅総理は、オバマ米大統領と会談。

菅総理から、TPPについては、被災地の農業の復興にも関係しており、その点を踏まえ、しっかり議論し、TPP交渉参加の判断時期については、震災のため遅れているが、改めて総合的に検討し、できるだけ早期に判断したい旨述べた。

これに対し、オバマ大統領から、TPPがアジア太平洋地域の発展に寄与すると米国は認識している、震災で遅れていることは理解しており、日本が震災にもかかわらず引き続きTPPについて検討されていることを評価する旨述べた。

(2) 「基本方針」に基づくEPAの追求②

政策推進の全体像

(平成23年8月15日閣議決定) 抄

●国と国の絆の強化

国と国の絆の強化に向けては、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づく高いレベルの経済連携推進や経済安全保障の確立等、国と国との絆の強化に関する基本的考え方及び進め方を、震災や原子力災害によって大きな被害を受けている農業者・漁業者の心情、国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等に配慮しつつ、検討する。

特に日EU・EPA 交渉の早期開始、日中韓FTA 共同研究の年内終了・明年の交渉開始合意を目指す。日豪EPA 交渉推進・日韓EPA 交渉早期再開に向けての取組を強化するとともに、日加EPA 共同研究の早期終了や、日モンゴルEPA、東アジアにおける経済連携・自由貿易構想(CEPEA、EAFTA)の交渉開始に向け積極的に取り組む。環太平洋パートナーシップ(TPP)については、被災地の農業の復興にも関係しており、その点を踏まえ、更に国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等も踏まえ、しっかり議論し、協定交渉参加の判断時期については、総合的に検討し、できるだけ早期に判断する。

(2) 「基本方針」に基づくEPAの追求③

野田内閣においても、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、高いレベルの経済連携協定の締結を戦略的に追求。

野田総理所信表明演説

(平成23年9月13日)

国と国との結びつきを経済面で強化する取組が「経済連携」です。これは、世界経済の成長を取り込み、産業空洞化を防止していくためにも欠かせない課題です。「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、高いレベルの経済連携協定の締結を戦略的に追求します。具体的には、日韓・日豪交渉を推進し、日EU、日中韓の早期交渉開始を目指すとともに、TPP、環太平洋パートナーシップ協定への交渉参加について、しっかりと議論し、できるだけ早期に結論を出します。

日米首脳会談

(平成23年9月22日、米国にて)

国連総会出席のため訪米中の野田総理は、オバマ米大統領と会談。

我が国のTPP交渉参加について、野田総理から大統領に対し、しっかりと議論し、できるだけ早期に結論を出したい旨伝達。

(2) 「基本方針」に基づくEPAの追求④

TPPについては、野田総理は、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る方針を表明。

野田総理記者会見

(平成23年11月11日)

(前略)私としては、明日から参加するホノルルAPEC首脳会合において、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることといたしました。

もとより、TPPについては、大きなメリットとともに、数多くの懸念が指摘されていることは十二分に認識をしております。

私は日本という国を心から愛しています。母の実家は農家で、母の背中の籠に揺られながら、のどかな農村で幼い日々を過ごした光景と土の匂いが、物心がつくつかないかという頃の私の記憶の原点にあります。

世界に誇る日本の医療制度、日本の伝統文化、美しい農村、そうしたものは断固として守り抜き、分厚い中間層によって支えられる、安定した社会の再構築を実現をする決意であります。同時に、貿易立国として、今日までの繁栄を築き上げてきた我が国が、現在の豊かさを次世代に引き継ぎ、活力ある社会を発展させていくためには、アジア太平洋地域の成長力を取り入れていかなければなりません。このような観点から、関係各国との協議を開始し、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、TPPについての結論を得ていくこととしたいと思います。

日米首脳会談

(平成23年11月12日、米国ハワイにて)

野田総理から、今般、日本政府として、TPP交渉参加に向けて、関係国との協議に入ることとした、一年前の横浜APECでの日米首脳会談以降、東日本大震災があり、慎重論も強かったが、日本を再生し、豊かで安定したアジア太平洋の未来を切り拓くため、自分自身が判断した、昨年11月に決定した「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき高いレベルの経済連携を進めていく、今後交渉参加に向けて米国をはじめとする関係国との協議を進めたく、オバマ大統領の協力を得たい旨を伝えた。

オバマ大統領からは、日本の決定を歓迎するとともに、今後の協議の中で日本側と協力していきたい旨の発言があった。

(3) EPA・FTA交渉等の現状

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
韓国	2003年12月 交渉開始	2004年11月 交渉中断						2010年9月 交渉再開に向けた局長級事前協議 2010年12月 日韓ハイレベル経済協議(次官級)	2011年5月 第2回局長級事前協議 9月 日韓首脳会議 10月 野田総理訪韓(交渉再開に必要な実務的作業を本格的に行うことと一致)	
	交渉								交渉中断中	
オーストラリア			2005年11月 共同研究開始		2007年4月 交渉開始			2010年11月 前原大臣訪豪	2011年2月 第12回交渉会合 4月 ギラード首相訪日 11月 日豪首脳会議(次回交渉会合を12月に開催することで一致)	
			共同研究		交渉					
EU								2010年4月 日EU定期首脳協議 共同検討作業の開始で合意	2011年5月 日EU定期首脳協議 交渉のためのプロセス開始につき合意 スコーピング作業開始	
								共同検討作業		
日中韓								2010年5月 共同研究開始	2011年5月 日中韓サミット 11年中の研究終了を目指す 6月 第5回共同研究会合 8-9月 第6回共同研究会合 11月 日中韓首脳会議	
								共同研究		
モンゴル								2010年6月 共同研究開始	2011年1月 玄葉国戦大臣モンゴル訪問 3月 共同研究終了	
								共同研究		
カナダ									2011年3月 共同研究開始 2011年7月 第3回共同研究会合 2011年9月 日加首脳会談 野田総理から、震災からの復旧・復興を勘案する必要はあるが、日加EPA共同研究をできるだけ早く終了させたい旨発言。	
			2005年12月	日加経済枠組み共同研究		2007年10月			共同研究	
CEPEA (ASEAN+6) (※2)								2010年9月 作業部会で政府間での議論開始 2010年10月 東アジアサミット/ ASEAN+3首脳会議 作業の進展を歓迎	2011年8月 ASEAN関連経済大臣会合にて日中共同提案「EAFTA及びCEPEA構築を加速化させるためのイニシアティブ」を歓迎、意見交換 2011年11月 ASEAN関連首脳会議にて、日中共同提案を踏まえ、新たな作業部会を設置する方向となった。	
EAFTA (ASEAN+3) (※3)									政府間での議論	

※1 GCC(=湾岸協力理事会: サウジアラビア、カタール、クウェート、アラブ首長国連邦、バーレーン、オマーンで構成)とのFTA交渉については、GCC側がFTA一般について見直しを行っており中断中。
 ※2 CEPEA=東アジア包括的経済連携構想: ASEAN+6(日, 中, 韓, 印, 豪, NZ)で構成。
 ※3 EAFTA=東アジア自由貿易圏構想: ASEAN+3(日, 中, 韓)で構成。

(4) アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想

これまでの経緯



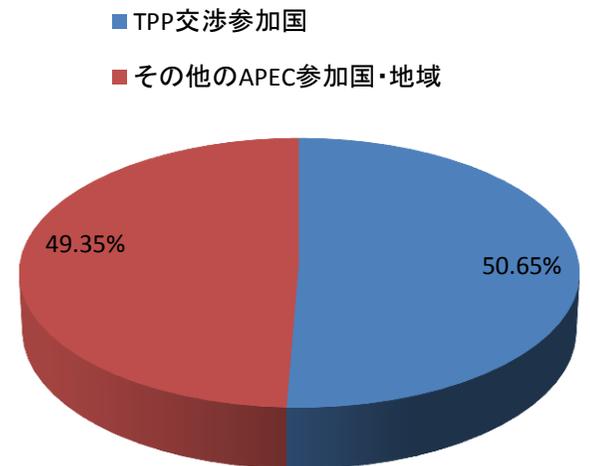
●2006年11月、米国(ブッシュ大統領、当時)がアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想を提案。以後、APECエコノミーの間で議論。

●2010年11月の日本APECでは、FTAAPについては、ASEAN+3、ASEAN+6、TPP協定といった現在進行している地域的な取組を基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求されるべきであることが確認され、その実現に向けた具体的な措置をとっていくこととなった。

●2011年11月のハワイAPECでは、FTAAPの実現に向けて、我が国として主体的な役割を果たしていくことを明らかにし、また、その道筋のうち唯一交渉が開始されているTPP協定について、我が国は交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを紹介し、いくつかのエコノミーから歓迎の意が表明された。

●また、同月の東アジアサミット(EAS)では、我が国はFTAAPの実現に向け様々な道があることを強調。TPPだけでなく、ASEAN+3、ASEAN+6をベースにした経済連携の枠組み作りにも、我が国が先頭に立って貢献することを主張し、多くの国から賛同を得た。ASEAN+3、ASEAN+6については、日中共同提案を踏まえ、ASEAN諸国と関係国との間で作業部会が設置される方向となった。更に、日中韓FTAについては、共同研究を年内に終えることで一致した。

APEC全体のGDPにTPP交渉参加国が占める割合

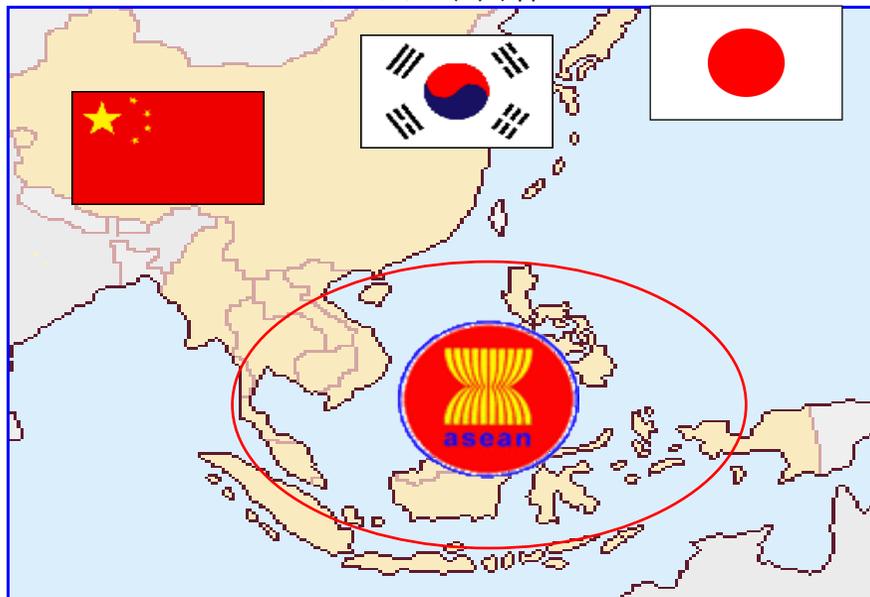


(5) 東アジア地域における広域経済連携構想

東アジア自由貿易圏構想(ASEAN+3)

(East Asia Free Trade Area)

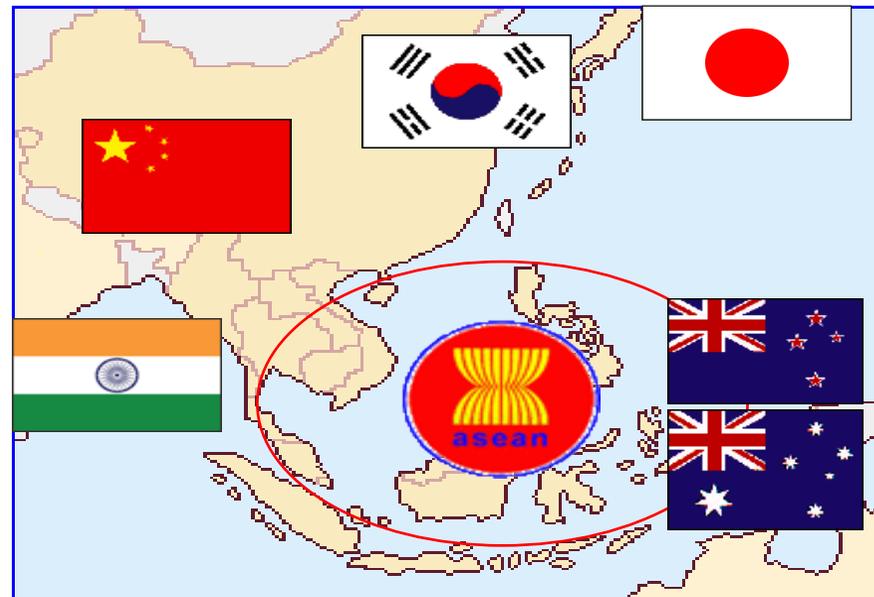
※+3は日、中、韓



東アジア包括的経済連携構想(ASEAN+6)

(Comprehensive Economic Partnership in East Asia)

※+6は日、中、韓、印、豪、NZ



- ・05年 4月 中国の提案により、EAFTA(ASEAN+3)に関する民間研究開始。
- ・07年 6月 日本の提案により、CEPEA(ASEAN+6)に関する民間研究開始。
- ・10年 9月 ASEAN に設けられたCEPEA・EAFTAの双方 に関する4つの作業部会(WG)(①関税品目表、②原産地規則、③税関手続、④協力)における政府間の議論と検討を対話国も交えて開始。
- ・10年10月 ASEAN+3首脳会議及び東アジアサミットにおいて、上記WGの作業が進められていることを歓迎。
- ・11年 8月 ASEAN関連経済大臣会合において、CEPEA・EAFTAの双方 に関し、既存の4WGに加え、新たに「物品貿易」、「サービス貿易」、「投資」に関する3WGを設立することを日中共同で提案。
- ・11年11月 ASEAN首脳会議は、日中共同提案を踏まえ、今後、「物品貿易」、「サービス貿易」、「投資」の3WGを順次設立し、まずはASEAN内部で議論を開始し、その後域外国も含めて議論を行う形式で検討を進め、あり得べき協定交渉の開始を目指すことについて一致。東アジア首脳会議等において、かかるASEANの決定を歓迎し、2012年の早期に作業部会を設置する方向となった。

(6) 環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership (TPP)) 協定

P4協定とTPP協定交渉

- **環太平洋戦略的経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)** : シンガポール、NZ、チリ、ブルネイによる経済連携協定 (通称P4協定) が2006年に発効。P4協定はAPEC参加メンバーに開放されている。
- 物品貿易については、原則として**全品目について即時または段階的関税撤廃**。
- サービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等を含む包括的協定。

「P4」が拡大

- 2010年3月、上記4カ国に**米国、豪州、ペルー、ベトナム**を加えた8カ国でP4協定を発展させた広域経済連携協定を目指す「**環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership) 協定**」の交渉を開始。
- 2010年10月4日～9日に第3回交渉会合 (於ブルネイ) を開催。同会合から**マレーシア**が新規参加し、現在9カ国。
- 以後、2011年10月19日～28日のペルー・リマまで、9回交渉会合を開催。
11月12日のTPP交渉参加9ヶ国首脳会合では、TPP協定の大まかな輪郭を発表。

交渉の現状

- 24*の作業部会が立ち上げられ、議論が進められている模様。

※首席交渉官協議 / 市場アクセス (工業) / 市場アクセス (繊維・衣料品) / 市場アクセス (農業) / 原産地規則 / 貿易円滑化 / SPS / TBT / 貿易救済 / 政府調達 / 知的財産権 / 競争政策 / 越境サービス / 金融 / 電気通信 / 電子商取引 / 投資 / 商用移動 (business mobility) / 環境 / 労働 / 制度的事項 / 紛争解決 / 協力 / 横断的事項特別部会 (中小企業, 競争, 開発, 規制関連協力)

(注) 我が国は様々な外交ルートや種々の協議の場を通じて情報収集を行っている。

新規交渉参加国の扱い

- 新規交渉参加について、正式な手続き規定がある訳ではないが、情報収集によれば、参加には、現在交渉に参加している9カ国の同意が必要。
- 新規交渉参加についての公式の期限はないが、TPP原加盟国として参加するためには、各国の国内手続きにかかる時間を考慮し、早期の意思表示が必要。
： 米国は、行政府が、米議会との緊密な意思疎通の一環として、2007年に失効した「貿易促進権限」(TPA)法上の手続きを失効した後も実態上踏襲し、通商交渉を開始する少なくとも90日前までに、議会に通知していると承知している。
- マレーシアは、政府調達、サービス等へのコミットメントを明確に表明した上で、交渉参加が認められ、第3回会合から交渉に参加。カナダ及びメキシコは、2011年11月ハワイAPECにおいて、交渉参加について関心を表明。

批准手続き、発効

- TPP協定は現在交渉中であり、現時点では発効手続規定の内容は不明。(通常、手続要件を議論するのは交渉の最終段階であり、交渉国間でもまだ決まっていないものと考えられる。)
- なお、P4協定には、批准、発効等につき以下の規定あり(仮訳)。

第20.3条 署名

2005年6月15日から6ヶ月の間に署名をする。本協定は各国で批准等の手続を経る。

第20.4条 発効

批准書等を寄託した国との間で、本協定は2006年1月1日に発効する。当該期日までに1カ国しか寄託していない場合、2カ国目の寄託30日後に発効する。発効後に寄託した国については、当該日から30日後に発効する。

第20.6条 加入

本協定に対しては、APEC参加メンバー及び他の国は、締約国との間で合意した加入条件に基づいて加入できる。加入条件に関する合意は、加入書の寄託から30日後に発効する。

第20.8条 脱退

締約国は協定から脱退できる。寄託国が脱退通知を受領した日の6ヶ月後に効力を発する。

既存のEPA・FTAとTPPの特徴

	既存のEPA・FTA	TPP(EPA・FTAの一種)の特徴
自由化 対象 範囲 ・期間	<ul style="list-style-type: none"> WTO協定上、「<u>実質上すべての貿易(substantially all the trade)</u>」の関税撤廃が必要((注2):GATT第24条8項)。 「<u>実質上すべての貿易</u>」についてWTO協定上の基準はないが、<u>少なくとも貿易の9割(貿易量又は品目数)につき、10年以内に関税撤廃することが必要との解釈が一般的。</u>(注4)(注5) 我が国が締結したEPAにおいては、<u>双方向の貿易額の9割以上(日本側は品目数では84~88%)を10年以内に関税撤廃。</u> なお、米国・EU等、先進国同士のFTAにおいては高い自由化水準を約束している。(例:韓EUでは品目数98%以上を10年以内関税撤廃)(別添「参考資料集」参照) 	<p>TPP</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>P4協定等を踏まえ交渉中と考えられるが、どの程度の即時撤廃が必要かは現段階では不明。いずれにせよ、原則10年以内の関税の撤廃が必要と考えられる。</u> <p>P4協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> P4協定では、特段の定め等がない限り「<u>全ての関税を撤廃</u>」(注6)。実際は、<u>全品目の約8割が即時撤廃(注7)。</u>その他は<u>原則10年以内の関税の段階的撤廃。</u> 米国の既存FTAでは、<u>約8~9割が即時撤廃。</u>
自由化 例外 (長期関税撤廃を引き下げを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <u>長期(10年超)関税撤廃や除外を含む「実質上すべての貿易」の例外</u>の扱いについて、WTO等で具体的な要件が確立しているものではなく交渉次第。 我が国が締結したEPAにおいては、自由化にカウントされない<u>1割程度の品目について、除外・再協議等の例外的対応。</u>(関税撤廃をしたことがないタリフライン数:940) 	<p>TPP</p> <ul style="list-style-type: none"> 交渉参加にあたって、<u>自由化例外品目を提示しての参加は認められない。</u> <u>P4協定等を踏まえ交渉中と考えられるが、どの程度の例外が認められるかは、現段階では不明。</u> <p>P4協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> P4協定では、(1)長期(10年超)関税撤廃は、<u>チリの一部乳製品(全タリフラインの0.4%を12年以内に撤廃)のみ。</u>(2)関税撤廃の例外は、<u>チリの砂糖・同調製品の一部(全タリフラインの0.1%は一定条件下でのみ撤廃)及びブルネイの酒・タバコ(以上、宗教的理由)、火器、花火等(全タリフラインの0.8%を除外)のみ。</u> 米国の既存のFTAでは、(1)10年超の関税撤廃は実質的に全品目数の<u>0~3%程度、</u>(2)除外は極めて限定的(米豪FTAの米側で実質的に1%の例が最大)。

- GATT第24条及びGATS第5条は、一定の条件(「妥当な期間内」に「実質上のすべての貿易」を自由化する等)の下で、一部の加盟国の間のみの関税引き下げ等を例外的に認めている。(注1、注2、注3)
- 上記条件を満たしていれば、WTOの他の加盟国に均霑せずに、EPA・FTAの締約国間で関税引き下げ等の特恵的待遇が認められる。

(注1) GATT第24条 第5項(抄)

…この協定の規定は、締約国の領域の間で、関税同盟を組織し、若しくは自由貿易地域を設定し、又は関税同盟の組織若しくは自由貿易地域の設定のために必要な中間協定を締結することを妨げるものではない。

(注2) GATT第24条 第8項

この協定の適用上、

(a) 関税同盟とは、次のことのために単一の関税地域をもつて二以上の関税地域に替えるものをいう。

(i) 関税その他の制限的通商規則(第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定に基いて認められるもので必要とされるものを除く。)を同盟の構成地域間の実質上のすべての貿易について、又は少くともそれらの地域の原産の産品の実質上のすべての貿易について、廃止すること。

(ii) 9の規定に従うことを条件として、同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用すること。

(b) 自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則(第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定に基いて認められるもので必要とされるものを除く。)がその構成地域の原産の産品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている二以上の関税地域の集団をいう。

(注3) GATS第5条 第1項

この協定は、いずれの加盟国についても、締約国間でサービスの貿易を自由化する協定の締約国であること又は当該協定を締結することを妨げるものではない。

(注4) WTOルール交渉における日本提案(TN/RL/W/190)より抜粋(2005年10月)

1. Introduction

(1) As regards RTAs' consistency with WTO rules, many members have been involved in RTA negotiations under the general perception that duty elimination needs to cover at least 90% of trade between the parties, that no exclusion of a major sector is allowed and that transition period should not exceed ten years.

(注5) 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条の解釈に関する了解 3項

第二十四条5(c)に規定する「妥当な期間」は、例外的な場合を除くほか、十年を超えるべきでない。中間協定の締約国である加盟国が十年では十分でないと認める場合には、当該加盟国は、一層長い期間を必要とすることについて物品の貿易に関する理事会に十分な説明を行う。

(注6) Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement(環太平洋戦略的経済連携協定) 第3.4条

Article 3.4: Elimination of Customs Duties

1. Except as otherwise provided in this Agreement, and subject to a Party's Schedule as set out in Annex I, as at the date of entry into force of this Agreement each Party shall eliminate all customs duties on originating goods of another Party. (仮訳: この協定に別段の定めがある場合を除くほか、かつ、附属書1の自国の表に定める条件に従って、本協定の発効の日に、各締約国は、全ての他方の締約国の原産品の関税を撤廃する。)

(注7) 各国において即時撤廃が全品目に占める割合は、NZ 82.3%、シンガポール 100%、ブルネイ 68.07%、チリ 74.5%(WTO事務局報告書(WT/REG229/1)) **12**

P4協定等における自由化の状況

P4協定における各国の譲許状況

: 全タリフラインについて原則として即時または10年以内の関税撤廃。

ステージング期間が比較的長い品目の例	
ブルネイ	【10年】輸送用機器・同部品(838タリフライン・7.8%) 石油製品、調整潤滑剤(29タリフライン・0.3%) ※酒、タバコ、小火器は除外(宗教上の理由)
チリ	【12年】乳製品(34タリフライン・0.4%) 【10年】小麦(2タリフライン・0.03%)、油脂(29タリフライン・0.4%)、砂糖・同調整品(18タリフライン・0.2%※)、繊維類(124タリフライン・1.6%)、履物類(46タリフライン・0.6%) ※うち7タリフラインについて一定の条件を満たした場合のみFTA税率を適用する制度があり。 ※乳製品34タリフラインについて、FTA農業特別セーフガードがある(12年間で廃止)。
NZ	【10年】革製の衣類附属品(12タリフライン・0.2%)、繊維類(571タリフライン・7.9%)、履物(67タリフライン・0.9%)
シンガポール	全品目を即時撤廃

米国の締結済FTAにおける譲許状況

: 若干の自由化例外あり。

注: 自由化率とは、10年以内に関税撤廃するタリフラインの割合。

	自由化率	長期自由化の品目の例	除外(スタンドスティル)の例
米豪 (2005年1月発効)	米国側	96.0% 【10年超18年以内】123タリフライン(1.2%) 牛肉、チョコレート、清涼飲料水、アスパラ、グレープフルーツ等 【関税割当枠の継続的拡大等実質的自由化】188品目(1.8%) チーズ等乳製品、落花生、たばこ、綿等	・108タリフライン(1.0%) 砂糖、シロップ、ブルーチーズ等
	豪州側	99.9% ・なし	・中古車(8タリフライン)に対する従量税(12,000豪ドル/台)
米チリ (2004年1月発効)	米国側	97.6% 【10年超12年以内】241タリフライン(2.4%) クリーム等乳製品、落花生、綿花、ワイン、タバコ等	・なし
	チリ側	97.7% 【10年超12年以内】133タリフライン(2.3%) 鶏卵、コメ、加工穀物、植物性油脂、砂糖・同調整品、ワイン等	・なし
米ペルー (2009年2月発効)	米国側	98.2% 【10年超17年以内】137タリフライン(1.3%) 牛肉、乳製品、落花生、チョコレート等 【関税割当枠の継続的拡大】53品目(0.5%) 砂糖・同調整品	・なし
	ペルー側	99.3% 【10年超17年以内】51タリフライン(0.7%) 牛・鶏肉、コメ、乳製品等	・なし
米韓 (2007年6月署名)	米国側	99.2% 【10年超15年以内】82タリフライン(0.8%) チーズ等乳製品、特殊履物	・なし
	韓国側	98.2% 【10年超20年以内】167タリフライン(1.5%) 大麦、コーンスターチ、チーズ、牛肉、果物、ニンニク等 【関税割当枠の継続的拡大】15タリフライン(0.1%) じゃがいも、オレンジ、食用大豆等 ※牛肉、豚肉、麦、でん粉等76タリフラインについて、FTA農業セーフガードを設置(7~23年間で廃止)。	・16タリフライン(0.1%) コメ・同調整品

(注)タリフラインは関税分類上の細目。一般的に一つの物品と認識されている品目に対し、複数のタリフラインが割り当てられることがある。例えば、我が国の重要品目はコメで34タリフライン、麦で75タリフライン、乳製品で149タリフライン等となっている。

(参考1) 我が国の主要貿易国とのFTAの進捗状況

主要貿易相手上位10カ国・地域の中で、日本がFTA/EPAの締結を前提としたプロセスを開始していないのは、中国(但し、日中韓EPAを共同研究中)・米国・EU・台湾。

(EPA/FTA取組状況:◎発効済み、△交渉中、※共同研究中(日中韓)、*スコーピング作業中)

※本表は平成23年1月現在のもの。

日本とのEPA/FTA	日本の貿易相手上位30カ国(地域)	日本の貿易総額に占める割合	世界GDPに占める順位	世界GDPに占める割合	日本とのEPA/FTA	日本の貿易相手上位30カ国(地域)	日本の貿易総額に占める割合	世界GDPに占める順位	世界GDPに占める割合
※	1 中華人民共和国	20.51%	3	8.44%	※	16 オランダ	1.50%	16	1.36%
◎	- (ASEAN)	13.97%	-	2.49%		17 カナダ	1.50%	10	2.30%
	2 アメリカ合衆国	13.48%	1	24.52%	※	18 フランス	1.35%	5	4.56%
※	- (EU)	11.61%	-	28.19%	◎	19 フィリピン	1.29%	48	0.28%
△※	3 大韓民国	6.11%	15	1.43%	◎	20 ベトナム	1.19%	56	0.16%
	4 台湾	4.84%	-	-		21 パナマ	1.15%	89	0.04%
△	5 オーストラリア	4.14%	13	1.59%		- (メルコスール)	1.12%	-	3.88%
◎	6 タイ	3.37%	32	0.45%	◎	22 スイス	1.11%	19	0.86%
△(GCC)	7 サウジアラビア	3.05%	25	0.64%		23 ロシア	1.07%	12	2.12%
※	8 ドイツ	2.95%	4	5.76%	※	24 イタリア	0.99%	7	3.63%
	9 香港	2.91%	38	0.37%		25 イラン	0.97%	26	0.57%
◎	10 インドネシア	2.75%	18	0.93%		26 ブラジル	0.93%	8	2.70%
◎	11 マレーシア	2.61%	40	0.33%	△(GCC)	27 クウェート	0.90%	49	0.25%
△(GCC)	12 アラブ首長国連邦	2.57%	33	0.45%	△	28 インド	0.89%	11	2.23%
◎	13 シンガポール	2.37%	43	0.31%	◎	29 メキシコ	0.85%	14	1.50%
△(GCC)	14 カタール	1.55%	60	0.12%		- (SACU)	0.68%	-	0.54%
※	15 英国	1.55%	6	3.74%		30 南アフリカ共和国	0.67%	31	0.49%

注:2009年財務省貿易統計、世銀世界開発指数データベースより作成

(参考2) 各国のFTAの進捗状況

- 日本が主要貿易相手国(中国、米国、EU)とのEPA/FTAの取組が遅れているのに対し、韓国はこれらの国とのEPA/FTAを積極的に推進。
- 日本のFTA比率が17.6%であるのに対し、韓国は36.2%、米国37.5%、EU30%(対域外貿易)。

EPA/FTA取組状況: △ 交渉中等、○ 署名済、◎ 発効済

※1 署名済。発効に向けて国内作業を実施中。

※2 米国はTPP交渉の枠組でこれらの国と交渉中。

FTA比率: FTA相手国(*発効国及び署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

※3 EUのFTA比率「76%」は域内貿易を含む。域外貿易のFTA比率は30%。

	EPA/FTAの数*	FTA比率*	日本	韓国	中国	米国	EU	ASEAN										インド	豪	NZ	カナダ	メキシコ	チリ	ペルー	スイス	GCC
								各国との個別の取組																		
日本	13	17.6%		△ (中断中)			(△)	◎	7カ国と発効済	◎	△			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△			
韓国	8	36.2%	△ (中断中)			○	◎	◎	1カ国と発効済	◎	△	△	△	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△			
中国	9	22.0%						◎	1カ国と発効済		△	◎			◎	◎				◎	◎		△			
米国 ※2	14	37.5%		○					1カ国と発効済 1カ国と交渉中 ※2		◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ バーレーン、 オマーン △ UAE			
EU ※3	28	76.4%	(△)	◎				△	2カ国と交渉中	△			△	◎	◎	△	◎	◎	△	◎	◎	△				

(参考3) 先行する韓国との競争状態

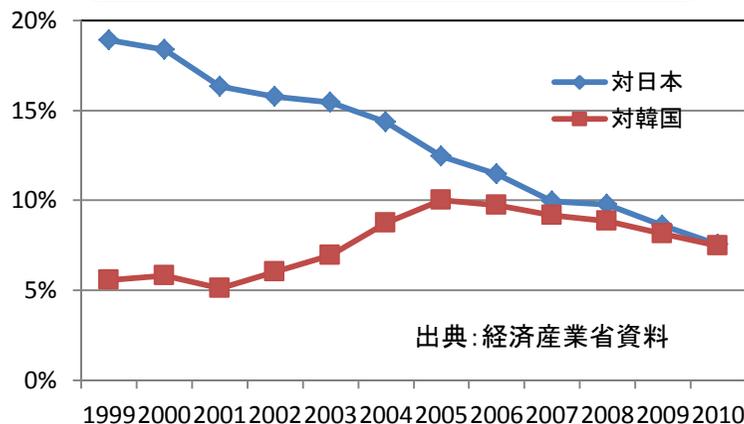
韓国による米・EUとのFTAが発効することにより、我が国の鋳工業品輸出が比較劣位におかれる可能性がある。

EUにおける 主な高関税品目

	韓国	日本
乗用車	10% → 0%	10%
薄型テレビ	14% → 0%	14%
電子レンジ	5% → 0%	5%

韓国企業に対する関税は、FTA発効後5年以内で全廃

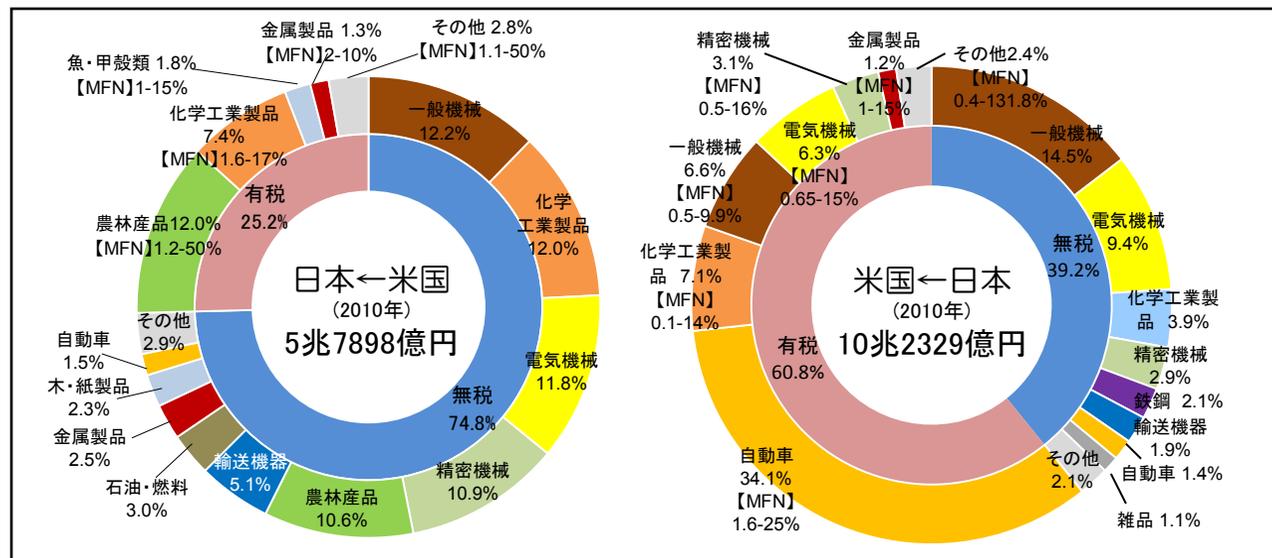
EUにおける 電気機械分野での国別シェア



米国における 主な高関税品目

	韓国	日本
乗用車	2.5% → 0%	2.5%
トラック	25% → 0%	25%
ベアリング	9% → 0%	9%
ポリスチレン、ポリエステル	6.5% → 0%	6.5%
LCDモニター、カラーTV、DTV	5% → 0%	5%
電気アンプ、スピーカー	4.9% → 0%	4.9%

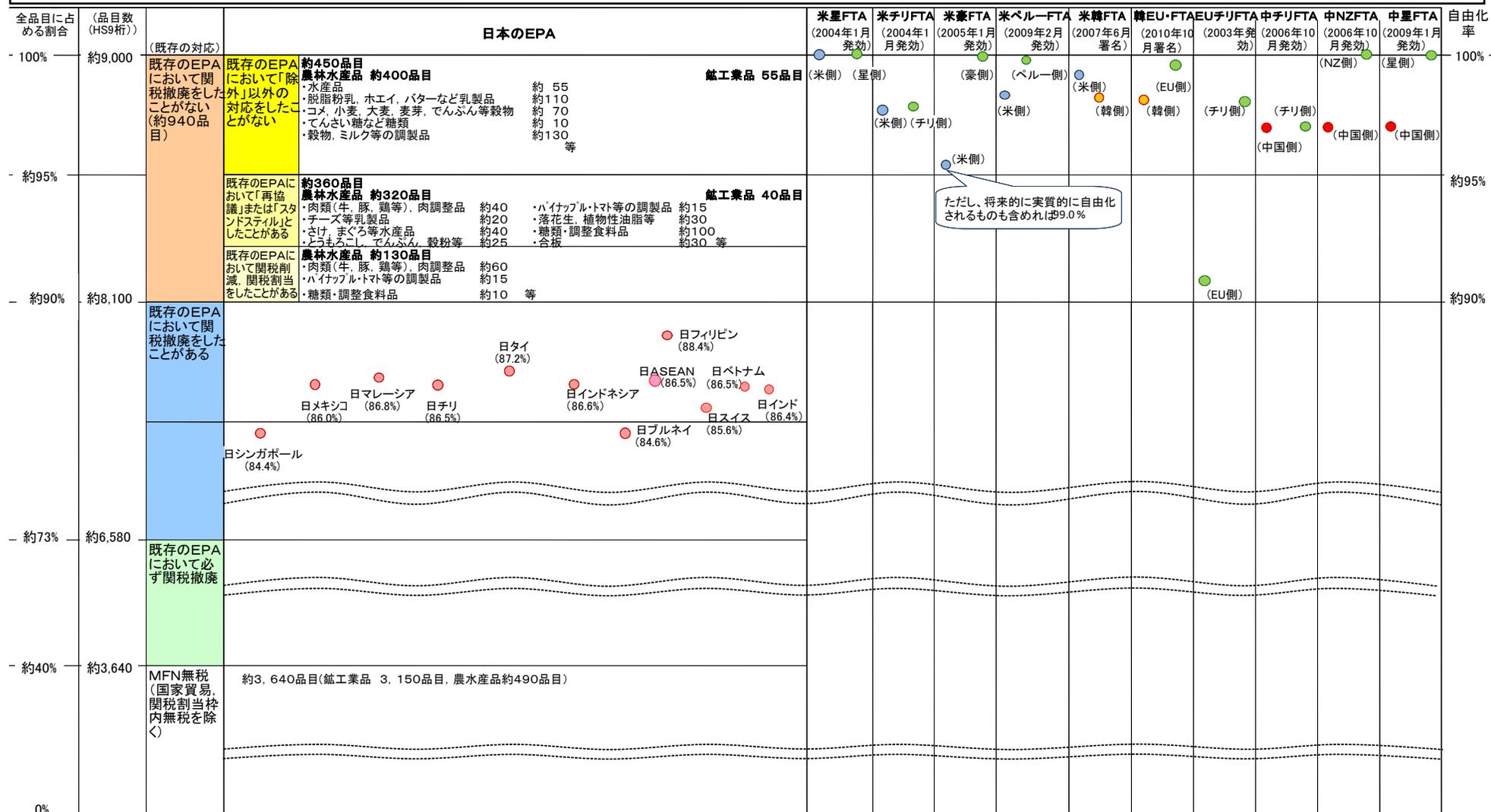
韓国企業に対する関税は、FTA発効後10年以内で全廃



米国との貿易関係

(参考4) 日本のEPAと米・EU等のFTAの自由化率比較(注)

- 米国・韓国等のFTAの自由化率は、我が国に比べ高い。
- 特に米国については、96%以上、100%近い自由化率を実現。



(注) 本表は、品目ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合)を示したものの、
 但し、我が国のEPAについて、貿易額ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が輸入額に占める割合)を見ると概ね90%以上を達成。
 日ブルネイ及び日スイスとのEPAでは99%以上、日シンガポール、日マレーシア、日ベトナムとのEPAでは約95%。

(参考5) これまでの我が国のEPAの規定対象分野

国名	発効年月日	物品の貿易					サービスの貿易			自然人の移動	投資				政府調達	知的財産	競争	ビジネス環境の整備	協力	エネルギー・鉱物資源			
		市場アクセス(MA)	原産地規則	税関手続	SPS/TBT※1	相互承認	市場アクセス(MA)	内国民待遇(NT)	最恵国待遇(MFN)		内国民待遇(NT)	最恵国待遇(MFN)	特定措置の履行要求の禁止(PRR)	国対投資家の紛争解決(ISDS)									
欧州	スイス	2009.9.1	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※20	-	-	
ASEAN	ベトナム	2009.10.1	○	○	○	○	-	○	○	△※4	○※5	- ※6			△※7	○	○	○	○	○	○	-	
	フィリピン	2008.12.11	○	○	○	-	○	○	○	○	○※8	○	○	○	-	△※9	○	○	○	○	○	○	-
	ASEAN	2008.12.1	○	○	○	○	-	△※10			-	△※10			-	△※11	△※11	△※11	○	○	-		
	ブルネイ	2008.7.31	○	○	○	-	-	○	○	○	○※12	○	○	○	○	△※7	△※13	-	○	○	○	△※14	-
	インドネシア	2008.7.1	○	○	○	-	-	○	○	○	○※8	○	○	○	○	△※9	○	○	○	○	○	○	○
	タイ	2007.11.1	○	○	○	-	○	○	△※4	○	○※15	○	○	○	○	△※9	○	○	○	○	○	○	-
	マレーシア	2006.7.13	○	○	○	-	○	○	○	○	○※12	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-
	シンガポール	2002.11.30	○	○	○	-	○	○	△※4	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	△※16	○	-
中南米	チリ	2007.9.3	○	○	○	○	-	△※17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△※18	-
	メキシコ	2005.4.1	○	○	○	○	-	△※17	○	○	○	○	○	○	○	○	△※19	○	○	○	○	○	-

※1 SPS:衛生植物検疫措置 TBT:強制規格、任意規格及び適合性評価手続

※2 日本からの直接投資の典拠:日本銀行「国際収支統計」平成19年中対外・対内直接投資

※3 進出日系企業数の典拠:外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計」平成20年速報(平成19年10月1日現在)

※4 第三国に付与した待遇よりも不利でない待遇を付与することを考慮又は協議する旨の規定。

※5 現行入管法令の範囲内で、看護師資格をもつ看護業務従事者の受入れを約束。ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受け入れ可能性については交渉継続。

※6 日・ベトナム投資協定が必要な変更を加えた上で協定の一部となる旨規定(第9条4)。

※7 ビジネス環境整備章に言及がある。

※8 看護師・介護福祉士候補者等の受入れを約束。

※9 内国民待遇又は無差別待遇に関する義務規定はない。

※10 発効後1年以内に設置される小委員会での実体的な規定に関する交渉を継続する旨規定。

※11 経済的協力章内の第53条に協力の分野として挙げられている。

※12 短期商用訪問者等の一時滞在についてサービス貿易章の下で約束。

※13 知財章はないが、ビジネス環境の整備章に知的財産の保護に関する制度の整備に係る努力義務規定等がある(第97条)。

※14 エネルギーのみを対象としている。

※15 介護福祉士候補者、タイ・SPA・セラピストの受入れの可能性については交渉継続。

※16 経済関係強化のための協力枠組みについて規定あり(第13~20章)。

※17 現地における拠点設置(LP)の規律により、市場アクセスの一部を約束。

※18 税関手続章、TBT章及び競争章において、それぞれの分野における協力に関する規定あり。

※19 知財章はないが、地理的表示に関する規定(第8条)等がある。

※20 「経済関係の緊密化章」を設けている。

(参考6) 通常の貿易交渉におけるサービス貿易の交渉分野

1. 実務サービス

- 自由職業サービス
- コンピューター・サービス 等

2. 通信サービス

- 郵便サービス
- 音響映像サービス
- 通信サービス 等

3. 建設サービス及び 関連のエンジニアリング サービス

- 建設・工事サービス
- 土木サービス 等

4. 流通サービス

- 問屋サービス
- 卸売サービス
- 小売サービス 等

5. 教育サービス

- 初等、中等、高等教育サービス
- 成人教育サービス 等

6. 環境サービス

- 汚水サービス
- 廃棄物処理サービス
- 衛生サービス 等

7. 金融サービス

- 保険サービス
- 銀行サービス 等

8. 健康に関連する サービス及び 社会事業サービス

- 病院サービス
- 健康サービス 等

9. 観光サービス及び 旅行に関連するサービス

- ホテル、飲食サービス
- 旅行サービス
- 観光案内サービス 等

10. 娯楽、文化及び スポーツのサービス

- 興行サービス
- 図書館サービス
- 娯楽サービス 等

11. 運送サービス

- 海上運送サービス
- 航空運送サービス
- 道路運送サービス 等

12. いずれにも含まれな いその他のサービス

(参考7)世界の主な広域経済連携(イメージ図)

